

旅客営業規則新旧対照表

現行	改定
<p>【手回り品の保管および検査】 第9条 手回り品は旅客において保管の責任を負う。 省略 4 旅客は、第2項および第3項の規定による協力の求めに応じたことによって列車に乗車できないとき(前条第1項第1号および第2号に規定する持込禁止品を所持していなかった場合に限る。)は、第96条第1項第1号および第2号の取扱いを請求することができる。 以下省略</p> <p>【回数券の発売】 第24条 旅客が、しばしば区間を同じくして乗車する場合は、その区間に有効な11回使用できる回数券を発売する。</p> <p>【通学定期券の発売】 第26条 省略 5 第1項、第2項、第3項に規定する、指定学校は学校指定関連規則第3条に定める。</p> <p>【特別割引券の発売】 第33条 特別割引券の発売については、身体障害者・知的障害者等運賃割引規則の定めるところによる。</p> <p>【特別割引運賃】 第45条 特別割引運賃については、身体障害者・知的障害者等運賃割引規則の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">5.2 普通券の様式</p> <p>【普通券の様式】 第63条 普通券の様式は、当社が定める。</p> <p style="text-align: center;">5.3 回数券の様式</p> <p>【回数券の様式】 第64条 回数券の様式は、当社が定める。</p>	<p>【手回り品の保管および検査】 第9条 手回り品は旅客において保管の責任を負う。 省略 4 旅客は、第2項および第3項の規定による協力の求めに応じたことによって列車に乗車できないとき(前条第1項第1号および第2号に規定する持込禁止品を所持していなかった場合に限る。)は、第92条第1項第1号および第2号の取扱いを請求することができる。 以下省略</p> <p>【回数券の発売】 第24条 旅客が、しばしば区間を同じくして乗車する場合は、その区間に有効な11回使用できる回数券を発売する。ただし発売は、身体障害者・知的障害者・精神障害者等運賃割引規則に該当する場合に限る。</p> <p>【通学定期券の発売】 第26条 省略 5 第1項、第2項、第3項に規定する、指定学校は当社が定める。</p> <p>【特別割引券の発売】 第33条 特別割引券の発売については、身体障害者・知的障害者・精神障害者等運賃割引規則の定めるところによる。</p> <p>【特別割引運賃】 第45条 特別割引運賃については、身体障害者・知的障害者・精神障害者等運賃割引規則の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">5.2 乗車券の様式</p> <p>【乗車券の様式】 第63条 乗車券の様式は、当社が定める。</p> <p>第64条から第67条削除</p>

現行	改定
<p style="text-align: center;">5.4 定期券の様式</p> <p>【定期券の様式】 第 65 条 定期券の様式は、当社が定める。</p> <p style="text-align: center;">5.5 団体券の様式</p> <p>【団体券の様式】 第 66 条 団体券および団体数取券の様式は、当社が定める。</p> <p style="text-align: center;">5.6 特別割引券の様式</p> <p>【特別割引券の様式】 第 67 条 特別割引券の様式は、当社が定める。</p> <p>【無札旅客に対する運賃、増運賃の収受】 第 77 条 省略 2 団体旅客が、その乗車券の券面表示事項に違反して乗車した場合は、次項および第 75 条第 2 項第 3 号に該当するときを除き、前項第 3 号の無札旅客として、その乗車人員について計算した前項の規定による普通運賃および増運賃を団体代表者から収受する。 以下省略</p> <p>【乗車券紛失の場合の取扱い】 第 80 条 旅客が乗車後、乗車券を紛失した場合で、係員がその事実を認定することができないときは、すでに乗車した区間については無札旅客とし、第 77 条の規定に基づき普通運賃およびその 2 倍の増運賃を収受する。ただし、係員がその事実を認定することができるときは、その乗車区間の普通運賃を収受し、増運賃は収受しない。 以下省略</p> <p>【乗車前の運賃の払戻し】 第 83 条 旅客は、乗車券(定期券および回数券を除く。)に改札を受ける前で、かつ、通用期間内であるときに限って、これを購入した駅に提出して、すでに支払った運賃の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として、団体券にあっては 1 枚につき 210 円を、その他の乗車券にあっては 1 枚につき 100 円を支払うものとする。ただし、不要となった理由が第 96 条の規定による列車の運行不能の場合は、手数料は必要としない。 以下省略</p>	<p style="text-align: center;">改定</p> <p style="text-align: center;">(第 64 条から第 67 条削除により、以降は繰り上げ)</p> <p>【無札旅客に対する運賃、増運賃の収受】 第 73 条 省略 2 団体旅客が、その乗車券の券面表示事項に違反して乗車した場合は、次項および第 71 条第 2 項第 3 号に該当するときを除き、前項第 3 号の無札旅客として、その乗車人員について計算した前項の規定による普通運賃および増運賃を団体代表者から収受する。 以下省略</p> <p>【乗車券紛失の場合の取扱い】 第 76 条 旅客が乗車後、乗車券を紛失した場合で、係員がその事実を認定することができないときは、すでに乗車した区間については無札旅客とし、第 73 条の規定に基づき普通運賃およびその 2 倍の増運賃を収受する。ただし、係員がその事実を認定することができるときは、その乗車区間の普通運賃を収受し、増運賃は収受しない。 以下省略</p> <p>【乗車前の運賃の払戻し】 第 79 条 旅客は、乗車券(定期券および回数券を除く。)に改札を受ける前で、かつ、通用期間内であるときに限って、これを購入した駅に提出して、すでに支払った運賃の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として、団体券にあっては 1 枚につき 210 円を、その他の乗車券にあっては 1 枚につき 100 円を支払うものとする。ただし、不要となった理由が第 92 条の規定による列車の運行不能の場合は、手数料は必要としない。 以下省略</p>

現行	改定
<p>【使用開始後の定期運賃の払戻し】 第 86 条 旅客は、定期券の使用を開始したのち、その定期券が不要になった場合は、使用期間内であるときに限って、これを千里中央駅駅長室に差し出して、既に支払った定期運賃から使用経過月数に相当する定期運賃を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。 2 前項の払戻しを請求する場合は、第 85 条第 2 項の規定を準用する。 以下省略</p> <p>【使用開始後の回数運賃の払戻し】 第 87 条 省略 3 同区間の普通運賃のうち乗継旅客運賃制度の適用区間は割引後の運賃を適用する。</p> <p>【通用開始後 7 日以内の定期運賃の払戻し】 第 88 条 省略 2 前項の払戻しを請求する場合は、第 85 条第 2 項の規定を準用する。 (注)第 86 条の払戻額と比較し、払戻額が大となる取扱いをする。</p> <p>【定期運賃の払戻しの特例】 第 89 条 省略 (3)前各号以外の定期券に対して、その定期券の通用期間に対する旬割額に通用開始の日から申し出のあった日(申し出のあった日は経過した日とする。)までの経過旬数(1 旬未満の端数は 1 旬とする。)を乗じ、これに手数料 210 円を加えた額をすでに収受した定期運賃から差し引いた額。ただし経過日数が 7 日以内のとき、第 88 条による払戻額と比較し、払戻額が大となるよう取扱いをする。</p> <p>【重複購入した乗車券に対する運賃の払戻し】 第 92 条 乗車券(回数券および定期券を除く。)を重複購入した旅客が改札後その事実を申し出て運賃の払戻しを請求したときは、第 83 条に規定する乗車前の運賃の払戻しに準じて取り扱う。</p> <p>【列車運行不能の場合の取扱い】 第 96 条 旅客は、乗車後、列車の運行不能となった場合、次の各号のいずれかの取扱いを請求することができる。 (1)第 97 条の規定による旅行の中止および運賃の払戻し</p>	<p>【使用開始後の定期運賃の払戻し】 第 82 条 旅客は、定期券の使用を開始したのち、その定期券が不要になった場合は、使用期間内であるときに限って、これを千里中央駅駅長室に差し出して、既に支払った定期運賃から使用経過月数に相当する定期運賃を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。 2 前項の払戻しを請求する場合は、第 81 条第 2 項の規定を準用する。 以下省略</p> <p>【使用開始後の回数運賃の払戻し】 第 83 条 省略 3 削除</p> <p>【通用開始後 7 日以内の定期運賃の払戻し】 第 84 条 省略 2 前項の払戻しを請求する場合は、第 81 条第 2 項の規定を準用する。 (注)第 82 条の払戻額と比較し、払戻額が大となる取扱いをする。</p> <p>【定期運賃の払戻しの特例】 第 85 条 省略 (3)前各号以外の定期券に対して、その定期券の通用期間に対する旬割額に通用開始の日から申し出のあった日(申し出のあった日は経過した日とする。)までの経過旬数(1 旬未満の端数は 1 旬とする。)を乗じ、これに手数料 210 円を加えた額をすでに収受した定期運賃から差し引いた額。ただし経過日数が 7 日以内のとき、第 84 条による払戻額と比較し、払戻額が大となるよう取扱いをする。</p> <p>【重複購入した乗車券に対する運賃の払戻し】 第 88 条 乗車券(回数券および定期券を除く。)を重複購入した旅客が改札後その事実を申し出て運賃の払戻しを請求したときは、第 79 条に規定する乗車前の運賃の払戻しに準じて取り扱う。</p> <p>【列車運行不能の場合の取扱い】 第 92 条 旅客は、乗車後、列車の運行不能となった場合、次の各号のいずれかの取扱いを請求することができる。 (1)第 93 条の規定による旅行の中止および運賃の払戻し</p>

現行	改定
<p>(2)第 98 条の規定による無賃送還の取扱いとそれに伴う運賃の払戻し 以下省略</p> <p>【運賃の払戻しをする駅】 第 99 条 第 97 条および第 98 条の規定により運賃の払戻しを受けようとする旅客 は、次の各号に定める駅において運賃の払戻しを請求する。 以下省略</p>	<p>(2)第 94 条の規定による無賃送還の取扱いとそれに伴う運賃の払戻し 以下省略</p> <p>【運賃の払戻しをする駅】 第 95 条 第 93 条および第 94 条の規定により運賃の払戻しを受けようとする旅客 は、次の各号に定める駅において運賃の払戻しを請求する。 以下省略</p>